

個人情報保護制度改正 検討用個票

検討事項	要配慮個人情報の取扱い制限について
関連 条文	改正法 — (第 61 条) 条例 第 6 条
検討事項	<p>神奈川県個人情報保護条例（以下「条例」という。）では要配慮個人情報の取扱いを原則禁止としているが、改正個人情報保護法（以下「改正法」という。）には取扱いを制限する規定はないため、<u>個人情報の保護水準への影響について整理する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 要配慮個人情報の取扱制限の要否 <u>改正法適用後の保護措置及び条例による独自の規定の必要性を検討する。</u> ○ 条例規定の可否 制限が必要な場合には、<u>条例による独自の取扱い制限を規定することの可否について、改正法の趣旨や目的を確認して検討する。</u>
影響範囲	(条例)
検討 (詳細)	<p>1 要配慮個人情報について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 要配慮個人情報とは、不当な差別や偏見その他の不利益の発生につながらないようにその取扱いに特に配慮を要する個人情報である。 ○ 条例と法において、定義の内容は同じと見込まれる。 ※ 改正法の正確な定義は、今後公布される政令及び規則により確認する。 <p>2 条例と改正法との比較</p> <p>(1) 条例</p> <p><u>要配慮個人情報の取扱いを禁止とした上で例外的に取扱いを認める。</u></p> <p>(取扱制限の趣旨・目的)</p> <p>要配慮個人情報は、他の個人情報より手厚い配慮のもと取り扱うものとし、その取扱いは原則禁止としている。ただし、行政が行う事務又は事業は多様であり、取り扱わなければならない場合があることから、例外的に次の場合に取扱いを認めている。なお、通常の個人情報については、こうした取扱い制限はない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 法令の規定、② 犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取り締まりその他公共の安全と秩序の維持のために取り扱うとき、 ③ 審議会の意見を聴いた上で正当な事務若しくは事業の実施のため必要があると認めて取り扱うとき

(2) 改正法

要配慮個人情報の取得について特別の規定は設けられていないため、取扱いは禁止されない。

ただし、要配慮個人情報に限らない個人情報全般の制限として、「法令の定める所掌事務又は業務を遂行するため必要な場合に限り」個人情報を保有できることとなる。

(取扱制限をしない趣旨・目的 (※現行の行政機関個人情報保護法のQ&Aより))

現行の行個法においても要配慮個人情報の取扱制限の規定は設けられていない。行個法によると、すべての個人情報は、その利用目的・方法次第で個人権利利益に深刻な侵害をもたらす可能性があるとして、何が「センシティブ情報」であるかをあらかじめ類型的に定義することは困難としている。また、仮に取扱いを制限することにより収集が不可能になるおそれがあるなど非現実的な側面や収集せざるを得ない場合もあるとしている。行個法においては、あらゆる個人情報について、利用目的の達成に必要な個人情報の保有や目的外の利用・提供を制限することと考えられている。

改正法においても同様であり、第 61 条第 1 項により、個人情報全般について、その保有は、法令 (条例を含む。) の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な場合に限定することとされている。

3 改正法の適用による要配慮個人情報の取扱い範囲について

2 のとおり、条例と改正法における個人情報保護に関する仕組みが異なることにより、要配慮個人情報の取扱いについて異なるものとなっている。

条例においては、個人情報の収集に当たって法令に定める所掌事務を遂行するために必要な場合とする制限はないが、要配慮個人情報の取扱いにおいては、1 に記載のとおり、正当な事務若しくは事業の実施のために必要である理由を明らかにして審議会に意見を聴いた上で認めるものとし、改正法においては、あらゆる個人情報の保有について、法令 (条例を含む。) の定める所掌事務の遂行に必要な場合と制限している。

また、国は、本県以外にも多くの自治体の条例において要配慮個人情報の取扱制限規定が設けられていることを踏まえ、次のとおり、改正法適用後の要配慮個人情報について、制限規定を設けなくても、同水準の保護を図ることができるとしている。

(個人情報保護制度の見直しに関するタスクフォースによる「個人情報保護制度の見直しに関する最終報告」及び「改正個人情報保護法の個別条文に関する解説(令和3年6月時点暫定版)」より)

地方公共団体の条例による要配慮個人情報の取得制限規定では、例外的に取得可能な場合も併せて定めており、取得を全面的に禁止している例は見られない。

改正法第61条第1項による個人情報全般の保有制限により、要配慮個人情報の取得が可能となる範囲は、条例による要配慮個人情報の取得制限規定による場合と実質的に同様であると考えられる。したがって、地方公共団体においても行個法と同等の規定を適用することにより、従前と同水準の保護を図ることができるものと考えられる。

改正法と条例の取扱い可能な範囲を比較すると、別紙の図のようになるものと考えられる。

4 条例による対応の必要性及び運用の方向性について

(1) 改正法の規定に加えて取扱い制限を設けた場合の影響

要配慮個人情報について、配慮が必要であり、慎重に取り扱うべきことについては今後とも変わりはない。そのため、改正法の規定に加えて、引き続き、条例に要配慮個人情報の取扱制限を規定することが考えられるが、改正法における条例規定の可否の検討が必要となる(5のとおり。)ただし、3(別紙の図)のとおり、改正法と条例の規定の比較により要配慮個人情報の取扱いの可能な範囲は概ね同様となると考えられることから、条例に規定する必要性は高くないと考えられる。

また、要配慮個人情報の項目は、「思想、信条及び宗教」、「人種及び民族」、「犯罪歴」、「社会的差別の原因となる社会的身分」の4項目についてのみとしていた制度開始当初に比べ、現在では対象が11項目まで広がり、今後さらに広がっていく可能性もある。特に、「病歴」や「障害」については、県の事務や事業の実施のために必要がある場合として、主に健康医療や福祉の分野において取り扱われている現状を踏まえると、改正法の保有制限による取扱いは効率的とも考えられる。

(2) 運用による対応

3(別紙の図)のとおり、改正法と条例の規定の比較により要配慮個人情報の取扱いの可能な範囲は概ね同様としたが、要配慮個人情報の慎重な取扱いについて、これまでは条例の取扱制限の規定により具体的に運用してきたが、改正法の適用においても、適切に運用できるか課題となる。

これまで条例において、「審議会の意見を聴いた上で正当な事務若しくは事業の実施のために必要があると認めて取り扱うとき」に要配慮個人情報の取扱いを認めていた趣旨は、それが(法令の定める所掌) 事務又は業務の実施に必要なものか、取り扱うのは最小限のものか、安全管理措置はしっかりとられているかといった点を、審議会という第三者の関与の下、確認しようとするものと考えることができる。

これらについては、次の運用により確保できると考える。

- ・ 根拠法令：チェックリストや個人情報ファイル簿等による自主チェック
- ・ 必要かつ最小限の取扱い：チェックリストや個人情報ファイル簿等による自主チェック
- ・ 安全管理措置等：チェックリストや個人情報ファイル簿等による自主チェック
- ・ 第三者による確認：web サイト等による公表
個人情報保護委員会への確認
- ・ 審議会の活用：定型的な事例等についての事前の運用ルールの検討にあたり専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認める時等における審議会への諮問や、審議会への報告
- ・ 職員の意識向上：個人情報保護制度全般や、改正法の概要、条例との相違点等についての研修の実施等を通じた意識の向上

5 条例による独自制限の可否について

条例で定めることができる独自の保護措置については、「個人情報保護制度の見直しに関する最終報告」において、地方公共団体が地域の課題に対処するため、独自の施策を展開することは求められるものであり、法律の範囲内で必要最小限の独自の保護措置を講じることについて否定されるべきではないとされている。

条例に要配慮個人情報の取扱制限を定めることについては、条例と改正法の双方の趣旨・目的・内容及び効果を比較し、両者の矛盾抵触の有無をもって条例の規定が改正法の範囲内か否かを判断することとなるが、「改正個人情報保護法の規律に関するQ&A」において「許容されない」とされている。このことについて、改正法の趣旨(※)等を踏まえ、次のとおり整理する。

※ 改正法の趣旨は今後公表されるガイドラインによって確認するが、現時点では法改正資料等より整理する。

(改正個人情報保護法の規律に関するQ&Aより)

改正法では、要配慮個人情報の取得について特別の規定を設けていませんが、個人情報全般について、その保有は法令(条例を含む。)の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な場合に限定することとされており、要配慮個人情報の取得が可能となる範囲は、要配慮個人情報の取得制限規定による場合と、実質的に同様となっており、法律の規律と重複するような規定を条例で設けることは許容されません。

改正法は、地域や官民の枠を超えたデータ利活用の活発化を踏まえ、データ利活用の円滑化に向けて、地方公共団体ごとの制度や運用の不統一や不整合を解消するため、個人情報保護と情報の流通の両立に必要な全国的な共通ルールを法律で設定することを趣旨としている。また、「改正個人情報保護法の規律に関するQ&A」によると、「個人情報保護や情報の流通に直接影響を与える事項について、改正法に特段の規定がないものを条例で定めることは想定してない」としていることから、全国一律のルールとする趣旨と考えられる。

改正法における要配慮個人情報については、2に記載のとおり、すべての個人情報とその利用目的・方法次第で個人権利利益に深刻な侵害をもたらす可能性があるとしてあらかじめ類型的に定義できないとしており、あらゆる個人情報の保有について、法令(条例を含む。)の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な場合に制限することとしていることから、要配慮個人情報の取扱制限は定めないものとしていると考える。

よって、条例に要配慮個人情報の取扱制限を規定することは、改正法による全国一律の共通ルールとして要配慮個人情報の取扱制限を定めないものとする趣旨に反することから、改正法においては許容されないものとされたと考えられる。

なお、令和4年2月9日に審議会から個人情報保護委員会へ行った、要配慮個人情報の取扱い制限に係る現行条例の規定の存置に関する質問について、個人情報保護委員会からは同3月3日に回答があり、改正法の趣旨に反し許容されないとのことであった。

6 対応方向性

個人情報保護委員会へ、本県の条例を踏まえた照会を個別に行い、要配慮個人情報の取扱い制限を条例に規定することが許容されない旨の回答が既になされている点に鑑みると、地方公共団体としてこうした法違反と判断される可能性がある対応を行うことは困難である。

また、改正法の適切な運用により、要配慮個人情報の保護について必要とされる水準の確保は可能であると考えられる。

	<p>よって、改正法における個人情報の取扱いに関する義務を厳守し、同法に従った制度運用にも万全を期すとともに、それらの内容等を職員へ周知徹底し、専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときには本審議会へ諮問を行う等、引き続き本人の権利利益の保護が十分に確保されるよう、必要な対応をとることとする。</p>
<p>関連情報 「行政機関 個人情報保護法」 Q & A</p>	<p>Q 5-2 いわゆるセンシティブ情報について、その収集を原則禁止するべきという考えもありますが、<u>保護法がそのような規定を置いていないのはなぜですか。</u> A すべての個人情報は、その利用目的・方法次第で個人の権利利益に深刻な侵害をもたらす可能性があります。何が「センシティブ情報」であるかを、あらかじめ類型的に定義することは困難です。 例えば、公職選挙法に基づく候補者の立候補の届出に際して本籍地を記入することは、立候補資格の確認のために必要ですが、就職活動の際に戸籍謄（抄）本を提出させることは、就職差別につながるおそれがあるなど、何がセンシティブ情報であるかは、その利用目的・方法で大きく異なります。 また、仮に、思想・信条といった情報を行政機関が収集することを禁止したら、例えば、読書感想文や作文を募集することも不可能になってしまうおそれがあるなど、非現実的な側面もあります。 さらに行政機関は、いわゆるセンシティブ情報と呼ばれる情報であっても、犯罪の捜査等の公共の利益のため、収集せざるを得ない場合もあります。 <u>このように考えると、重要なのは、思想・信条といった個人情報の類型を問わず、あらゆる個人情報について、行政機関による利用目的の達成に必要な個人情報の保有や、利用目的以外の利用・提供を厳しく制限することであることが分かります。</u></p>
<p>個人情報保護制度の見直しに関するタスクフォースによる「個人情報保護制度の見直しに関する最終報告」 P. 36</p>	<p>1. 個人情報の保有に関し、現在、地方公共団体の条例には、要配慮個人情報の取得制限等、行個法には直接対応した規定のない規律を設ける例が多く見られる。ただし、これらの取得制限規定では、例外的に取得可能な場合も併せて定められており、取得を全面的に禁止している例は見られない。 この点、行個法上、個人情報の保有は、<u>法令の定める所掌事務の遂行に必要な場合に利用目的の達成に必要な範囲内でのみ認められているものであり（第3条）、行個法上個人情報を保有できる範囲と、上記のような取得制限規定がある条例上（要配慮個人情報等の）個人情報を保有できる範囲とは、概ね同様であると考えられる。</u> <u>したがって、個人情報の保有について、地方公共団体等にも行個法と同等の規定を適用することにより、従前と同水準の個人情報の保護を図ることができるものと考えられる。</u></p>
<p>P. 33</p>	<p>(2) 法制化の方向性</p>

	<p>4. 国と地方公共団体との適切な役割分担の視点から見ても、社会全体のデジタル化に対応した個人情報保護とデータ流通の両立を図るため、<u>個人情報保護について全国的な共通ルールを法律で規定するとともにガイドライン等を示すことは、「全国的に統一して定めることが望ましい…地方自治に関する基本的な準則に関する事務」(地方自治法(昭和22年法律第67号)第1条の2第2項)として国が担うべき役割であると考えられる。</u></p> <p>5. 他方、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担う地方公共団体においては、住民と直接的に関わる施策を実施することが多く、これに伴い必然的に大量かつ多様な個人情報を保有することになることから、個人の権利利益の保護のため、各地方公共団体が独自に条例によるルール化を図り、必要な保護措置を講じてきた経緯がある。<u>法制化後も、地方公共団体等が地域の課題に対処するため、国による対応を待つことなく独自の施策を展開することは依然として求められるものであり、これに伴い保有する個人情報について、法律の範囲内で、必要最小限の独自の保護措置を講じることについては、否定されるべきものではないと考えられる。</u>また、これまでの地方公共団体等における個人情報保護行政実務の積み重ねや、情報公開制度など他の事務への影響に十分に配慮し、制度の安定性を確保する必要がある。</p>
<p>P. 39</p>	<p>(5) 条例で定める独自の保護措置</p> <p>2. 他方、<u>共通ルールよりも保護の水準を高めるような規定を条例で定めることは、必ずしも否定されるものではないと考えられる。</u>ただし、個人情報保護法制が「個人情報の有用性に配慮」(個情法第1条、行個法第1条及び独個法第1条)することを求めるものであり、共通ルールを設ける趣旨が個人情報保護とデータ流通の両立を図る点にあることを踏まえると、<u>地方公共団体が条例で独自の保護措置を規定できるのは特にそのような措置を講ずる必要がある場合に限ることとするのが適当である。</u></p>
<p>「改正個人情報保護法の個別条文に関する解説」(令和3年6月時点暫定版)による「改正個人情報保護法の規律に関するQ & A」</p>	<p>3-1-1 要配慮個人情報の取得制限を条例で規定することは可能か。</p> <p>【回答】</p> <p>現行の条例では、要配慮個人情報やこれに相当する個人情報(いわゆるセンシティブ情報)の取得を原則として禁止する規定(以下「要配慮個人情報の取得制限規定」という。)を設けている例が見られますが、これらの規定では、同時に、①法令に基づく、②正当な事務の実施に必要、などの場合には、要配慮個人情報の取得を可能としています。</p> <p>改正法では、要配慮個人情報の取得について特別の規定を設けていませんが、個人情報全般について、その保有は法令(条例を含む。)の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な場合に限定することとされており[第61条第1項]、要配慮個人情報の取得が可能となる範囲は、要配慮個人情報の取得制限規定による場合と、実質的に同様となっており、<u>法律の規律と重複するような規定を条例で設けることは許容されません。</u></p>

<p>P. 15</p>	<p>8-1-2 法律で明示的に規定がない事項を条例で定めることは可能か。</p> <p>【回答】</p> <p><u>改正法は、個人情報保護と情報の流通の両立に必要な全国的な共通ルールを法律で設定することを趣旨としています。</u>そのため、独自の保護措置は、法律の範囲内で、必要最小限のものに限り、条例で定めることができますこととなります。その観点から、<u>地方公共団体が条例で定めることが想定される事項については、改正法に規定が設けられています。</u>そのため、<u>個人情報保護や情報の流通に直接影響を与える事項について、改正法に特段の規定がないものを条例で定めることは想定していません。</u></p> <p>ただし、単なる内部規律にすぎない事項（個人情報ファイル保有の際の長への報告等）など、個人情報保護や情報の流通に直接影響を与えない事項については、改正法に特段の規定がない場合でも条例で定めることを妨げるものではありません。</p>
<p>個人情報の保護に関する法律 (改正後の条文)</p>	<p>(個人情報の保有の制限等)</p> <p>第六十一条 行政機関等は、<u>個人情報</u>を保有するに当たっては、法令（条例を含む。第六十六条第二項第三号及び第四号、第六十九条第二項第二号及び第三号並びに第四節において同じ。）<u>の定める所掌事務又は業務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用目的をできる限り特定しなければならない。</u></p> <p>2 行政機関等は、前項の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。</p> <p>3 行政機関等は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。</p>
<p>神奈川県個人情報保護条例</p>	<p>(取扱いの制限)</p> <p>第6条 実施機関は、要配慮個人情報（次に掲げる事項が含まれる個人情報をいう。次条において同じ。）を取り扱ってはならない。ただし、法令若しくは条例（以下「法令等」という。）の規定に基づいて取り扱うとき、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持のために取り扱うとき、又はあらかじめ神奈川県情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴いた上で正当な事務若しくは事業の実施のために必要があると認めて取り扱うときは、この限りでない。</p> <p>(1) 信条</p> <p>(2) 人種</p> <p>(3) 社会的身分</p> <p>(4) 犯罪の経歴</p>

- | | |
|--|--|
| | <p>(5) 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、捜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと（前号に該当するものを除く。）。</p> <p>(6) 本人を少年法（昭和 23 年法律第 168 号）第 3 条第 1 項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと（第 4 号に該当するものを除く。）。</p> <p>(7) 犯罪により害を被った事実</p> <p>(8) 病歴</p> <p>(9) 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の実施機関が定める心身の機能の障害があること（前号に該当するものを除く。）。</p> <p>(10) 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（次号において「医師等」という。）により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（同号において「健康診断等」という。）の結果（第 8 号に該当するものを除く。）。</p> <p>(11) 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと（第 8 号に該当するものを除く。）。</p> |
|--|--|